

平成18年度以降の教育相談のあり方について

国立特殊教育総合研究所は独立行政法人化5年を経て、その事業の見直しを行い、第2期中期目標が定まった。教育相談に関する見直しの観点としては、特殊教育のナショナルセンターとして担うべき教育相談活動は各都道府県等の教育相談機能の質的向上を図るための支援であることとした。

この業務をより遂行していく体制を取るため、5月1日より従来の「教育相談センター」を「教育相談部」と組織を改組して取り組むことになった。

また、特殊教育のナショナルセンターとしての役割等にかんがみ、保護者等からの個別の教育相談については、基本的に各都道府県の特殊教育センター等の教育相談実施機関にゆだねることとした。そのため、現在実施している保護者等からの申込みによる個別対応の教育相談事例については、保護者と十分な相談の上、相談者在住の近隣の教育相談実施機関等へ引き継いでいくこととした。既に、昨年度末に神奈川県下にあるおもだった相談実施機関等を訪問し、18年度からの当研究所における教育相談活動の改変の趣旨の説明と依頼を行ってきている。

1) 特殊教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施

18年度から当研究所で実施する教育相談は、次の三つの内容に限定して行うこととしている。

- イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談
- ロ 盲ろう児等発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談
- ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談

平成17年度末において教育相談を継続しているケースのうち、上記イ～ハに該当しないものについては、保護者等への周知、理解を得つつ、受入先の都道府県等の受入準備状況等を勘案しながら、数年後には各都道府県等に引き継ぎ・移行を完了する予定である。また、引き継ぎに関しては、保護者等に不安がおこらないよう引き継ぎ機関と文書等での依頼も行い、遺漏のないようにする予定である。

2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援

- ①教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進する支援として、教育等環境全般に関する総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションを実施する。限定して実施していく教育相談やコンサルテーションの実施に関しては原則的には都道府県等からの紹介状を受けて行っていく。様々な形でご活用頂きたいと考えている。
- ②各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献していくため、教育相談部では、次のような活動も行う。
 - イ 個人情報の保護に留意しつつ、教育相談やコンサルテーション事例等をデータベースとして蓄積し、教育現場等で活用しやすいシステム設計について検討を行っていく。
 - ロ 教育相談に係るマニュアル、ガイドブック等を作成し、教育現場等に提供する。
 - ハ 教育相談年報を刊行する。

3) 臨床的研究を踏まえた教育相談に関する研究の推進

- ①各都道府県の特殊教育センター等の教育相談機関や関係の大学等と共同し、各地域において質の高い一貫した教育相談を実施するための方法・体制づくりの研究を行う。現在横須賀市及び神奈川県立保健福祉大学との共同研究として、「地域における障害のある子どもの総合的な教育的支援体制の構築に関する実地的研究」を行っている。
- ②調査研究として「乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究」をおこなっており、軽度発達障害児にかかる幼児期からの発見システム、支援システムの実態を調査している。
- ③今後、教育等環境全般に関する総合的なアセスメント方法の開発や教育相談に関するコンサルテーション手法を開発する研究もおこなっていく予定である。

